

令和6年度 湯沢市克雪住宅推進補助金のご案内

雪下ろし作業の負担軽減や安全確保などを目的とした**住宅の屋根の雪対策改修工事**に
最大25万円の補助金を交付します！

申請受付期間

令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）まで

※ただし、予算額に達した場合は受付を終了します

対象となる方

- ・湯沢市に住所を有する方または転入を予定されている方で、自身が居住する住宅の改修等を行う方。
- ※申請者および同居家族が市税を滞納している場合は申請できません。

対象住宅

- 市内の一戸建て住宅（併用住宅は住居部分に限る）
- ※借家、空き家、作業小屋、車庫、蔵、物置などは申請できません。

対象工事

①克雪化改修工事

屋根の勾配変更や設備の設置などにより屋根の落雪化や融雪化を図る工事などで、費用が50万円以上のもの

②雪下ろし安全対策工事

転落を防止するための装置や固定式はしごの設置工事などで、費用が10万円以上のもの

補助率・補助額

対象工事費の15%
(上限20万円)

一律5万円

注意事項

- ・補助金交付決定前の工事着手はできません。
- ・過去にこの補助金を受けた住宅は申請できません。

< 対象工事例 >

①克雪化改修工事

- ・屋根の勾配を10分の4以上とし、屋根の雪が自然に落下する構造に変更する工事（落雪化）
- ・雪下ろし作業の負担軽減のため、屋根の勾配を10分の1以下に変更する工事（無落雪化）
- ・屋根に融雪設備を設置する工事（融雪化）
- ・軒を補強する工事 など

②雪下ろし安全対策工事

- ・命綱を固定する金具の設置工事
- ・雪止め金具の設置工事
- ・転落防止柵の設置工事
- ・固定式はしごの設置工事 など



申請方法は裏面をご覧ください

補助金交付までの流れ

① 交付申請 (申請者→市)	所定の様式に必要な書類を添付し申請します。 注意：工事着手前に申請をしてください。
② 交付決定 (市→申請者)	申請内容を審査し、内容が適当と認められる場合は「補助金交付決定通知書」を郵送します。
③ 工事着手	注意：上記②の交付決定を受けてから、工事に着手してください。
④ 変更申請 (申請者→市)	工事内容に変更がある場合は、所定の様式に必要な書類を添付し変更申請をしてください。
⑤ 実績報告 (申請者→市)	工事完了後30日以内または令和7年3月31日(月)のいずれか早い日までに所定の様式に必要な書類を添付し実績を報告してください。
⑥ 交付額確定 (市→申請者)	補助金額確定通知書を郵送します。
⑦ 補助金請求 (申請者→市)	補助金交付請求書を市へ提出してください。
⑧ 補助金支払 (市→申請者)	補助金交付請求書を提出後、2～3週間以内に補助金の支払いとなります。

よくある質問 Q&A

Q：世帯主や住宅の所有者でなくても申請できますか。

A：住宅の居住者であればどなたでも申請できます。

Q：「克雪化改修工事」と「雪下ろし安全対策工事」の両方の補助金を申請できますか。

A：申請できます。ただし、同時に申請してください。

Q：住宅の新築、改築、増築は補助対象となりますか。

A：既存住宅屋根の克雪化改修が目的のため対象となりません。

Q：屋根塗装や屋根板金の張り替えは補助対象となりますか。

A：屋根改修と不可分一体のものは補助対象となりますが、屋根塗装のみや屋根板金の張り替えのみを行う場合は補助対象となりません。また、維持・保全と認められる工事なども補助対象となりません。

Q：雪害により破損した軒の補修は対象となりますか。

A：対象となりません。ただし、今後雪による軒折れが生じないように軒の補強をする工事は対象となります。

Q：敷地の融雪装置の設置工事は対象となりますか。

A：対象となりません。

Q：施工業者は湯沢市内の法人に限定されますか。

A：市内・市外は問いません。また、個人事業主の施工する工事も対象となります。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください！

申請様式は都市計画課で配布しています。

また、湯沢市ホームページからダウンロードすることもできます。

【申請・問い合わせ先】湯沢市建設部都市計画課建築班 電話0183-55-8158